

独立行政法人国立公文書館契約事務取扱細則

	平成13年4月2日	館長達第11号
改正	平成18年6月30日	館長達第7号
	同 20年3月13日	館長達第2号
	同 21年3月31日	館長達第4号

目次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	一般競争契約（第5条－第19条）
第3章	指名競争契約（第20条－第24条）
第4章	随意契約（第25条－第28条）
第5章	予定価格（第29条－第31条）
第6章	契約の履行（第32条－第36条）
附 則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人国立公文書館会計規程（平成13年4月2日規程第6号。以下「会計規程」という。）第46条の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 館が締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

（契約書の記載事項）

第3条 館長は、会計規程第37条の規定により作成する契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担

- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の省略)

第4条 会計規程第37条ただし書の規定により、契約書を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法令又は他の規程によるもののほか、300万円を超えない契約を締結するとき。
 - (2) 物品等を売払う場合において、買受人が代金を即納してその物品等を引き取るとき。
- 2 前項の契約書の作成を省略する場合であっても、必要に応じ、請書その他これに準ずる書類を作成するものとする。

第2章 一般競争契約

(競争参加者の資格)

第5条 館長は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 国が行う競争参加資格審査において資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者については、前項の資格を有すると認めることができる。

(競争に参加させることができない者)

第6条 館長は、特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第7条 館長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 2 館長は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 館長は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を競争に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第8条 館長は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、ホームページ、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(入札保証金)

第9条 館長は、会計規程第32条及び33条の規定による競争に付そうとする場合においては、その競争に参加しようとする者に現金又は確実と認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、館に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第10条 館長は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に館を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第5条に規定する資格を有する者による競争であって落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められたとき。

(開札)

第11条 館長は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第12条 館長は、第8条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効としなければならない。

(再度入札)

第13条 館長は、第11条の規定により開札をした場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第14条 館長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第8条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第15条 館長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第16条 支払の原因となる契約のうち予定価格が1千万円を越える工事又は製造の請負契約の場合で、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

(契約審査委員会)

第17条 館長は、前条において、最低価格の入札書を落札者としなければならない場合は、その理由を書面をもって契約審査委員会に提出し、その者を落札者としなければならないことについて承認を得なければならない。

2 前項の契約審査委員会の設置については、別に定めるものとする。

(契約保証金)

第18条 館長は、契約の相手方に、現金又は確実に認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、館に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第19条 館長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に館を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 第5条に規定する資格を有する者による競争に付する場合において、その必要がないと認められるとき。

(落札者等の公表)

第19条の2 館長は、入札に係る落札者その他の事項について、館のホームページに掲載することにより公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札の件名
- (2) 入札実施者の役職及び氏名並びに館の所在地
- (3) 落札決定日（契約締結日）
- (4) 落札者の商号又は名称及び住所
- (5) 落札価格
- (6) 落札方式
- (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- (8) 落札率（落札価格を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- (9) その他必要と認められる事項

(公表の時期及び期間)

第19条の3 前条の公表の時期については、落札者を決定した日の翌日から起算して72日以内に公表するものとする。

2 前条の公表の期間については、館のホームページに掲載した日の翌日から起算して1年間とする。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第20条 会計規程第33条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(指名基準)

第21条 館長は、第5条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特に必要がある場合には、次の各号に掲げる以外の事項を基準とすることができる。

- (1) 経営状態及び信用状態の良否
- (2) 契約の履行についての地理的条件（履行地における支店、代理店等の有無及びアフターサービスの状況）の適否
- (3) 特殊な技術又は設備等を必要とする場合にはその有無
- (4) 契約の目的となる物件又は役務と同種同程度の物件又は役務に係る契約の実績の有無
- (5) 官公署との契約の実績の有無

(競争参加者の指名)

第22条 館長は、指名競争に付するときは、第5条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第8条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第23条 第5条から第7条、第9条から第13条、第15条から第19条の3の規定は、指名競争に準用する。

(指名替)

第24条 入札者若しくは、落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第5条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第25条 会計規程第34条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
 - (7) 運送又は保管をさせるとき。
 - (8) 官公署と契約をするとき。
 - (9) 外国で契約をするとき。
 - (10) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作させるとき。
 - (11) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
 - (12) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施行させることが困難又は不利であるとき。
 - (13) 故障、破損等により現に業務に障害を生じているとき、又は重大な障害を生じるおそれのあるとき。
 - (14) 現に履行中の契約に直接関連する契約を履行中の契約者以外に履行させることが不利であるとき。
 - (15) 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
 - (16) 買入れを必要とする財産が多量であって、分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
 - (17) 早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は不利な価格をもって契約をしなければならぬおそれがあるとき。
- 2 館長は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。
 - 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
 - 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 5 館長は、随意契約によることができる場合においても、安易に随意契約によることなく、企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。）又は公募（館の目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。）を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。
 - 6 随意契約による場合には、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は企画競争若しくは公募の結果により館長が必要でないとする場合には、この限りではない。

（企画競争又は公募に付した場合の契約の相手方の決定）

第25条の2 企画競争に付する場合においては、契約の目的又は内容に応じ、評価値が最も高い企画書等を提案した者を契約の相手方とするものとする。なお、企画書等の評価項目、評価基準等については、別に定めるものとする。

- 2 公募に付する場合においては、公募に付した結果、必要条件を満たした応募者が1の場合については、当該応募者を契約の相手方とするものとする。ただし、応募者が複数あった場合には、一般競争又は企画競争に付するものとする。
- 3 館長は、公募に付した契約の目的から複数の者との契約が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず必要条件を満たす全ての応募者を契約の相手方とすることができるものとする。

(分割契約)

第26条 第25条第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第27条 館長は、随意契約をしようとする場合においては、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は館長が必要でないと認めた場合には、この限りではない。

- 2 前項の随意契約による場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴取することを省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの。

- (2) 予定価格が10万円を超えないとき。

- 3 館長は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をして口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行わせ、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう措置するものとする。

(随意契約の内容の公表)

第27条の2 館長は、第25条第1項第1号から第3号及び第6号に掲げる予定価格を超える随意契約の内容について、館のホームページに掲載することにより公表しなければならない。

- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 随意契約の件名

- (2) 契約責任者の役職及び氏名並びに館の所在地

- (3) 随意契約を締結した日

- (4) 随意契約の相手方の商号又は名称及び住所

- (5) 随意契約に係る金額

- (6) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は館の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）

- (7) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表

しない場合を除く。)

- (8) 随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由
- (9) 内閣府が所管する公益法人と随意契約をする場合に、当該法人に館の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- (10) その他必要と認められる事項

(公表の時期及び期間)

第27条の3 前条の公表の時期については、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表するものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については、93日以内とすることができる。

2 前条の公表の期間については、館のホームページに掲載した日の翌日から起算して1年間とする。

(契約保証金に関する規定の準用)

第28条 第18条及び第19条の規定は、随意契約に準用する。

第5章 予定価格

(予定価格の設定)

第29条 館長は、競争に付する事項の予定価格を当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の資料に基づき契約価格の総額をもって設定しなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 館長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前2項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。

(予定価格の取扱)

第30条 前条に規定する予定価格は、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かななければならない。

(予定価格調書の省略)

第31条 第29条第3項の予定価格について、次のいずれかに該当する場合は省略することができる。

(1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるもの。

(2) 予定価格が100万円を超えないとき。

2 館長は、予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ、補助職員をしてあらかじめ書面による予定価格の積算若しくは

市場価格の調査を行わせ、その積算資料等を当該契約に係る決議書に記載し又は添付させるよう措置するものとする。

第6章 契約の履行

(監督の方法)

第32条 会計規程第38条第1項に規定する工事、製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、館長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第33条 会計規程第38条第2項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、館長が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第34条 館長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合には、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第35条 第33条及び第34条により検査を命ぜられた者は、契約金額が200万円を超える契約に係る給付の完了の確認をした場合は、検査調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第36条 館長から命ぜられて、監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、検査を行う者と兼ねることができない。

附 則

第1条 この細則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この細則は、平成18年7月3日から実施する。

(落札者等及び随意契約の内容の公表についての経過措置)

2 改正後の第19条の2（第23条の規定により準用する場合を含む。）及び第27条の2による公表については、平成18年4月1日以降に契約を締結したもののから適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から実施する。